

3 税制優遇措置について

確定拠出年金制度には、3つの「税制優遇」があります。

①積立

掛金が
非課税

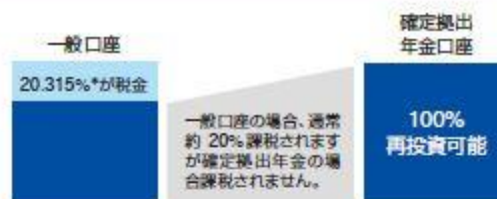
掛金は全額非課税で積み立てが可能です。
事業主が負担する掛金は、福利厚生費として損金として計上できます。

「選択制」の設計の場合は、社会保険料も対象外になります。

②運用

運用益が
非課税

運用益は非課税です。
年金資産を効率良く積み立てできます。



③受取

各種控除で
税軽減

一時金受取：退職所得控除を活用できます
例) 積立期間30年(その他の退職金支給なし)の場合

1,500万円まで非課税

年金受取：公的年金等控除を活用できます
例) 65歳時の受け取り(その他の年金収入なし)の場合

年間120万円まで非課税

(公的年金と合算します。)

*当税率は、20%の課税益への課税に加え、復興特別所得税2.1%を加えたものです。
※詳細な計算方法は、専門家または税務官等にお問い合わせください。